

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月28日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

県立学校事務処理規程（昭和44年岩手県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| (校長の専決事項)<br>第4条 県立学校の所掌に係る事務に関し校長の専決できる事項は、次のとおりとする。<br>(1)～(4) [略]<br>(5) <u>個人情報の開示、訂正及び削除の決定に関する</u> こと。<br><br>(不在代決)<br>第9条 [略]<br>2・3 [略]<br><u>4 代決する場合は、すべてその決裁が代決である旨を表示しなければならない。</u> | (校長の専決事項)<br>第4条 県立学校の所掌に係る事務に関し校長の専決できる事項は、次のとおりとする。<br>(1)～(4) [略]<br>(5) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定並びに死者に関する情報の開示及び訂正の決定に関する</u> こと。<br><br>(不在代決)<br>第9条 [略]<br>2・3 [略] |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。   |   |

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。